

第1回 再発防止および事業者責任追及に係るRD 最終処分場問題行政対応追加検証委員会 次第

開催日時 平成23年(2011年)11月18日(金曜日)

17:30~19:30

開催場所 滋賀県庁舎本館 4A会議室

1. 開 会

2. 議 事

- これまでの経過について
- 再発防止策の提言に係る現在の取組状況について
- 事業者の責任追及に係る現在の取組状況について

3. 閉 会

再発防止および事業者責任追及に係るRD最終処分場問題 行政対応追加検証委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 株式会社アール・ディエンジニアリング（以下「RD社」という。）による産業廃棄物の不適正処分問題に関し平成19年度に設置されたRD最終処分場問題行政対応検証委員会による検証に関し、検証後時日を経過していることを受け、同委員会から提案のあった事項に関するその後の滋賀県の取組状況および検証後の関係事業者に対する責任追及に係る滋賀県の取組状況について追加の検証を行うため、再発防止および事業者責任追及に係るRD最終処分場問題行政対応追加検証委員会（以下「追加検証委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 追加検証委員会の所掌事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) RD最終処分場問題行政対応検証委員会が平成20年2月25日に滋賀県知事に提出した「RD最終処分場問題行政対応検証委員会報告書」に記載された再発防止策に関する、RD社の破産手続開始決定後の滋賀県の取組状況に係る検証に関すること
- (2) RD社の破産手続開始決定後の関係事業者に対する責任追及に関する滋賀県の取組状況に係る検証に関すること

(組織)

第3条 追加検証委員会は、知事が委嘱する4人以内の委員をもって組織する。

- 2 追加検証委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、追加検証委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 追加検証委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求めて意見の聴取または資料の提出等を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、個人情報の保護その他の理由により委員長が必要と認めるときは、公開しないことができる。

(結果の報告)

第6条 委員長は、第2条に規定する所掌事務に係る検証の結果を知事に報告する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 追加検証委員会の庶務は、滋賀県琵琶湖環境部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、追加検証委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

再発防止および事業者責任追及に係るR D最終処分場問題
行政対応追加検証委員会 委員名簿

分野	氏名	職名
行政法	池田 敏雄	関西大学名誉教授（行政法）
行政法	磯村 篤範	鳥根大学大学院法務研究科教授
その他の 学識経験者	木邊 美	(社) ガールスカウト日本連盟 滋賀県支部育成会常任理事
法律実務	渡部 一郎	弁護士

(五十音順)

(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例(以下「法令等」という。)の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員および職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員および職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等

または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により明らかに公にすることができない情報

(5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ
または違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

再発防止および事業者責任追及に係るRD最終処分場問題行政対応追加検証委員会の運営に係る取り扱いについて(案)

再発防止および事業者責任追及に係るRD最終処分場問題行政対応追加検証委員会設置要綱に定めるもののほか、標記委員会（以下単に「委員会」という。）の公開、議事録等の作成等に関し必要な事項を次のとおり定める。

1 委員会の公開または非公開の決定について

委員会の会議の公開の可否の判断に当たっては、「附属機関等の会議の公開等に関する指針」（平成11年12月7日行政改革推進本部決定。以下「公開指針」という。）第2(1)に準じ、委員会の長がその会議に諮って定める。

2 会議の傍聴要領(案)について

委員会の会議を公開で開催する場合は、円滑な傍聴を実施するため、予め、傍聴要領を定める。

3 議事録等の取扱いについて

(1) 議事録の作成について

各回の会議について、その審議の内容を記録した議事録を、各委員の確認を得たうえ作成する。

(2) 議事録の公開について

公開指針第4(4)に準じ、(2)により作成した議事録のうち公開した会議に係るものを、県のホームページ等で公開する。

傍 聴 要 領 (案)

「再発防止および事業者責任追及に係るR D最終処分場問題行政対応追加検証委員会」(以下「委員会」という。)の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。ただし、議事の内容によっては、非公開とされ傍聴できない場合があります。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 委員会の会議の傍聴を希望される方は、予め案内した時刻までに、会場で受付簿に住所および氏名を記入して委員長の許可を受けてください。
- (2) 予め案内した時刻以降において傍聴希望者が定員に満たない場合は、定員を満たすまで先着順で傍聴を許可します。ただし、開催時刻以降の傍聴許可はいたしません。
- (3) 予め案内した時刻までに傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴許可の相手方を決定します。
- (4) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場に入場し、所定の席に着席してください。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法で賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 会場内では、携帯電話等の電源は切っておくこと。
- (3) 会場内で飲食等をしないこと。
- (4) 委員長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) 会議中はみだりに席を立たないこと。
- (6) 会議途中で会議が非公開とされた場合は、その時点で速やかに退室すること。
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、会場の秩序を乱したり会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2に掲げる事項を遵守するほか、会場内では係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。注意に従わないときは、委員長が退場を命じる場合があります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお尋ねください。